

平成 29 年第 4 回野洲市議会定例会提出案件

1 決算認定 11 件

- 議第83号 平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第84号 平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第85号 平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第86号 平成28年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第87号 平成28年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第88号 平成28年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第89号 平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第90号 平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第91号 平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第92号 平成28年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第93号 平成28年度野洲市水道事業会計決算の認定について

2 予算 8 件

- 議第 94 号 平成 29 年度野洲市病院事業会計予算

①予算の概要

【収益的収入及び支出】

[収入] 5 0 千円

- ・一般会計補助金 (49 千円)
- ・預金利息 (1 千円)

[支出] 5 0 千円

- ・一時借入金利息 (50 千円)

【資本的収入及び支出】

[収入] 1, 2 3 9, 7 4 7 千円

- ・病院事業債 (1, 187, 600 千円)
- ・社会資本整備総合交付金 (52, 000 千円)
- ・一般会計出資金 (147 千円)

[支出] 1, 2 3 9, 7 4 7 千円

- ・野洲市民病院整備実施設計業務委託 (82, 269 千円)
- ・野洲市民病院開設支援業務委託 (17, 129 千円)
- ・土地購入費 (1, 125, 050 千円)

口議第 95 号 平成 29 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 19,908,642 千円
- ・補正額 445,887 千円
- ・補正後予算額 20,354,529 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・減収補てん特例交付金の確定（△596 千円）、普通交付税額（185,974 千円）及び臨時財政対策債発行可能額（△115,489 千円）の決定
- ・社会保障・税番号制度システム整備に係る国庫補助金の計上（18,992 千円）
- ・土地取得特別会計から病院事業会計への土地売払いにより繰上償還を行った残余分について繰入金として計上（312,486 千円）
- ・財政調整基金繰入金の取り崩しを減額（△261,750 千円）
- ・平成 28 年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金を計上（24,697 千円）

【歳出】

- ・平成 28 年度決算剰余金の 1/2 相当額を財政調整基金へ積立て（265,000 千円）
- ・鉄道事業者が JR 野洲駅ホームの転落防止のために内方線付き点状ブロックを整備することに対し、補助要綱に基づき補助金を計上（9,386 千円）
- ・住民投票の未実施による対象経費の減額（△16,676 千円）
- ・民間保育所運営において新たに補助対象となった処遇改善対象加算Ⅱについて、国庫負担金と県負担金を充当し保育園委託料を増額（18,830 千円）
- ・市民病院整備に向けた事業委託料（540 千円）の計上と、病院事業会計への補助金（49 千円）、貸付金（50,000 千円）、出資金（147 千円）の計上
- ・中主小学校の旧館の耐力度調査及び校舎基本計画業務委託料を計上（8,271 千円）
- ・中主小学校、篠原小学校について、平成 30 年度に不足する特別支援学級の教室改修の実施設計業務委託料を計上（2,806 千円）
- ・野洲北中学校の大規模改修及び増築等基本設計業務委託料を計上（4,139 千円）
- ・野洲北中学校について、平成 30 年度に不足する特別支援教室のための教室改修実施設計業務委託料を計上（1,570 千円）

【債務負担行為】

- ・例規システム維持管理事業 期間：平成 29 年度から平成 34 年度まで 限度額：22,000 千円
- ・野洲市余熱利用施設整備運営事業 期間：平成 29 年度から平成 53 年度まで 限度額：2,530,000 千円
- ・野洲市都市計画区域変更に係る解析、素案作成業務 期間：平成 29 年度から平成 30 年度まで 限度額：5,465 千円

□議第 96 号 平成 29 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5, 7 1 2, 1 3 3 千円
- ・補正額 8 7, 5 9 4 千円
- ・補正後予算額 5, 7 9 9, 7 2 7 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・退職者医療療養給付費等交付金の実績額が確定し追加交付となったため、療養給付費交付金の増額（29,107 千円）
- ・収支の調整財源として、前年度繰越金（療養給付費等繰越金含む）の計上（57,339 千円）

【歳出】

- ・後期高齢者支援金の平成 29 年度支援金額の決定により不用額を減額計上（△1,657 千円）
- ・平成 28 年度決算剰余金の 1/2 相当額を国保財政調整基金へ積立て（64,100 千円）
- ・平成 28 年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫返還金の計上（23,594 千円）

□議第 97 号 平成 29 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5 1 7, 9 7 0 千円
- ・補正額 1 2, 1 6 4 千円
- ・補正後予算額 5 3 0, 1 3 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・前年度決算の精算により必要となる一般会計繰入金（事務費分）を増額（50 千円）
- ・前年度決算の剰余金を計上（12,114 千円）

【歳出】

- ・平成 28 年度の保険料等収入額相当分に対する広域連合納付金翌年度払扱い分を追加（12,164 千円）

□議第 98 号 平成 29 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 3, 9 7 9, 5 5 7 千円
- ・補正額 4 0, 4 7 7 千円
- ・補正後予算額 4, 0 2 0, 0 3 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成 28 年度地域支援事業交付金の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金との法定負担分の追加交付分について計上 (3,115 千円)
- ・前年度の国庫支出金等返還金、一般会計繰入金精算等による調整として基金繰入金の計上 (19,048 千円)
- ・前年度決算剰余金の計上 (17,864 千円)
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者健康づくり基盤整備推進事業」の補助金を計上 (2,000 千円)

【歳出】

- ・平成 28 年度保険給付費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金との法定負担分の精算に伴う返還 (15,768 千円)
- ・平成 28 年度精算分に係る一般会計繰出金の計上 (24,697 千円)

□議第 99 号 平成 29 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 27,316 千円
- ・補正額 994 千円
- ・補正後予算額 28,310 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・前年度決算剰余金の確定による繰越金の計上 (994 千円)

【歳出】

- ・前年度決算剰余金を墓地公園整備基金に積立 (994 千円)

□議第 100 号 平成 29 年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 219,922 千円
- ・補正額 1,125,050 千円
- ・補正後予算額 1,344,972 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・駅前公共用地について、病院事業会計へ売払いする土地売払収入を増額 (1,125,050 千円)

【歳出】

- ・駅前公共用地を病院事業会計へ売払い、借入れしていた公共用地先行取得等事業債の残債分を全額繰上償還する (812,564 千円)
- ・上記により繰上償還を行った残余分について、一般会計への繰出金として計上 (312,486 千円)

□議第 101 号 平成 29 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

① 予算額

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・補正前予算額 2, 230, 038 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 2, 230, 038 千円

〔支出〕

- ・補正前予算額 1, 786, 704 千円
- ・補正額 4, 917 千円
- ・補正後予算額 1, 791, 621 千円

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・補正前予算額 427, 676 千円
- ・補正額 14, 514 千円
- ・補正後予算額 442, 190 千円

〔支出〕

- ・補正前予算額 1, 181, 656 千円
- ・補正額 14, 214 千円
- ・補正後予算額 1, 195, 870 千円

② 補正の概要

【収益的支出】

- ・過年度損益修正損（4,917 千円）

【資本的収入及び支出】

- ・下水道事業建設改良債（13,400 千円）及び一般会計出資金（1,114 千円）
- ・童子川 4－1 号雨水幹線整備工事（14,214 千円）

3 条例改正 4 件

□議第 102 号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会（第 2 期）からの提言に基づき、土曜保育を実施するにあたり、「土曜保育」「土曜延長保育」の定義及び保育料の設定など、所要の改正を行う。

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 103 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）及び

子ども・子育て支援法施行規則において、支給認定証の任意交付化に係る改正がされたことにより、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 104 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の改正により、主任介護支援専門員の資格に 5 年ごとの更新制が導入されたことに伴い、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 105 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

別途提案の病院事業整備に係る実施設計予算が、今定例会において可決されることを前提に今後の工期等を検討したところ、当初見込んでいた開院時期が平成 32 年 10 月から平成 33 年 1 月にずれ込むことが明らかとなったことから、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

4 その他 4件

□議第 106 号 財産の譲与について

次の財産を譲与することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

(1) 譲与する財産

建物／野洲市消防団旧篠原分団詰所車庫

所在地	建築年	構造	建築面積
野洲市大篠原 1916 番 1	平成元年 12 月	鉄骨造 平屋	89.7 m ²

(2) 譲与する相手方

滋賀県野洲市大篠原 1906 番地

大篠原自治会

□議第 107 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次の財産を取得することにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- (1) 財産の種類 消防ポンプ自動車
- (2) 取得数量 消防ポンプ自動車（付属品を含む） 1 台
- (3) 取得金額 24,300,000 円
- (4) 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社 モリタ 関西支店

支店長 合田努

○市消防団野洲分団で使用の消防ポンプ自動車が、購入後 21 年を経過し老朽化しているため更新

□議第 108 号 湖南広域行政組合格約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、湖南広域行政組合格約を変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

○概要

同組合で共同処理する「し尿及び浄化槽汚泥の収集事務」について、域内の公共下水道の普及に伴い共同化の維持が難しくなっていることから、当該業務の共同化を廃止する。

□議第 109 号 平成 28 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 28 年度末野洲市水道事業会計未処分利益剰余金 1,325,349,128 円のうち、更新事業の財源に充てるため 152,729,195 円を建設改良積立金に積み立て、また、制度改正により生じた 1,172,619,933 円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

5 人事案件 3 件

□議第 110 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
さかぐち けいこ 阪口 啓子 (新)		

※任期 平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日 (3 年間)

□議第 111 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
はやし 林 かずみ (新)		

※任期 平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日 (3 年間)

□議第 112 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
<small>たちばな</small> 橘 <small>まどか</small> 円 (新)		

※任期 平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日 (3 年間)